

(別紙5)

平成十五年三月環境省告示第十九号(土壤汚染対策法施行規則第五条第四項第二号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法  
の一部を改正する件 新旧対照条文

○平成十五年三月環境省告示第十九号(土壤汚染対策法施行規則第五条第四項第二号の規定に基づく環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法)  
(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正		現行	
別表		別表	
特定有害物質の種類	測定方法	特定有害物質の種類	測定方法
(略)	(略)	(略)	(略)
セレン及びその化合物	規格67.2、 <u>67.3又は67.4</u> に定める方法	セレン及びその化合物	規格67.2 <u>又は67.3</u> に定める方法
(略)	(略)	(略)	(略)
ほう素及びその化合物	規格47.1、 <u>47.3又は47.4</u> に定める方法	ほう素及びその化合物	規格47.1若しくは <u>47.3</u> に定める方法又は水質環境基準告示付表7に掲げる方法